

第 10 回 第 1 農地部会議事録

日 時 平成24年10月18日(木) 午前10時00分

場 所 津市美里庁舎 2階会議室1

出席部会委員 2 のだ 野田 ひさただ 久忠・3 おおた 太田 よしまさ 義政・4 まゆみ 眞弓 すみかず 純一・5 あかつか 赤塚 かおる 薫
6 あおき 青木 しょうじ 正司・7 いとう 伊藤 せいいち 征一・9 おくやま 奥山 まさお 正夫・11 ごとう 後藤 かつ 勝
13 さか 阪 よしいち 芳一・17 まきの 牧野 れいきち 礼吉・18 ますじ 増地 かずひさ 和久・19 むらじ 村治 たかし 隆史
23 しみず 清水 きよし 清・24 なかばやし 中林 ちよういち 長一・41 にしぐち 西口 まさくに 正國・47 たなか 田中 かずよし 千福
以上16名

欠席委員 14 清水文兵衛

席部会員外委員 会長 野田 悟

議長 第1農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 飯田事務局長・草深次長・竹田主事

総合支所 河芸：服部主査 美里：谷川主査 安濃：紀平主査

芸濃：後藤副主幹 香良洲：東山主査

議事録署名者 2 のだ 野田 ひさただ 久忠・19 むらじ 村治 たかし 隆史

事 項
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借権)
報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・使用貸借)
議案第4号 非農地証明願について
議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(別冊)

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第10回第1農地部会を開会させていただきます。 本日の欠席は、1名で、出席委員は16名で、本部会は成立いたします。 それでは、議事録署名者を私のほうから指名をいたします。 2番、野田久忠さん、19番、村治隆史さん。よろしく申し上げます。 まず初めに、会長の専決報告に入ります。報告第1号から第6号までは事務局から一括して報告をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書の1ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。 番号1から番号9まで、件数は9件、合計面積は32,637㎡でその内容は、田でございます。 これらにつきましては、農用地利用権設定を、貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約をしたものであります。 3ページから8ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。 これらにつきましては、相続の届け出によるものでございまして、件数は15件、合計面積は56,007.56㎡でございます。 いずれの案件もあっせん等の希望はございません。 9ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。 番号1は、一般個人住宅の建築でございます。 番号2は、共同住宅の建築でございます。 番号3と4は、貸駐車場の造成でございます。 番号5は、一般個人住宅と工場の建築でございます。 番号6は、駐車場付長屋住宅の建築でございます。 以上件数は6件、合計面積は2,319㎡でございます。 10ページから11ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。 番号1と3と4と5は、分譲住宅の建築でございます。 番号2は、駐車場の造成でございます。 番号6は、一般個人住宅の建築でございます。 以上件数は6件、合計面積は8,919㎡でございます。 12ページをお願いいたします。 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。 番号1は、自動車整備工場の建築でございます。 番号2は、集会所の建築でございます。 以上件数は2件、合計面積は780㎡でございます。 13ページをお願いいたします。 報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸</p>

借) についてでございます。

番号1と2は、一般個人住宅の建築でございます。
以上件数は2件、合計面積は672㎡でございます。
以上で報告を終わります。

議 長 事務局より報告があったとおりでございますので、よろしく申し上げます。
それでは、議案事項に入ります。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 14ページをお願いいたします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 黒田、受人_____、面積 11,845.25㎡、渡人_____
_____, 3,648㎡、申請地 河芸町南黒田河戸_____番、台帳地目・
現況地目とも田、面積693㎡。

これにつきましては、受人は、渡人である_____より申請地を譲り受け、
営農を拡大しようとするものです。

番号2、地区 村主、受人_____、面積7,825㎡、渡人_____
_____, 面積7,825㎡、申請地 安濃町今徳中出_____番、台帳地目・現況地目とも
畑、面積277㎡外1筆で合計339㎡。

これにつきましては、受人は同一世帯の渡人より申請地の生前部分贈与を受
け営農を引き継ごうとするものです。

番号3、地区 安濃、受人_____、面積10,478㎡、渡人_____
_____, 面積805㎡、申請地 安濃町安濃天伯_____番、台帳地目・現況地目と
も田、面積805㎡。

これにつきましては、受人は高齢で労働力不足の渡人より申請地を譲り受
け、営農を拡大しようとするものです。

以上件数は3件、合計面積は1,837㎡でございます。

いずれの案件も、農業をまじめに行い農機具も保有しており、周辺の農地に
影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを
満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。地元委員さ
んの意見を伺います。1番、黒田。

阪 委員 13番 阪です。これ、振興部会の喜多委員からも聞いているけれども、特
に問題ないということで、皆さん、よろしく申し上げます。

議 長 2番、村主。

清水委員 23番 清水です。これは、去る12日に現地確認してきましたし、親子の
関係でございまして、生前分与で、何も問題はございませんでした。よろしく
申し上げます。

議 長	3番、安濃。
中林委員	24番 中林。事務局のただいまの説明どおり、営農拡大のための所有権移転でございますので、許可することに異議はございません。
議 長	はい。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございますでしょうか。
眞弓委員	4番 眞弓です。これ、ちょっと事務局に聞きたいけど、この許可申請に伴って、例えば営農拡大は年齢制限とかないの。
事務局	特に、農地法上は、年齢制限等はないです。
眞弓委員	80歳の方は、おかしいのと違うかなと、僕はこういうふうに思うし、まあ、80歳の方も元気な人がおるで、いいのかかと。そこら辺の判断を、どういふふうに考えたらいいかと。法律上は何もないけども、農業委員会として、事務局としてどういふふうな考え方、見方をしたらいいのかと。
事務局	<p>実際、農業ができるかどうかということで、年齢的に可能であるかは、法令にもないし、通達にもありませんので。地元の農業委員さんで、あの人、実際はもう老人ホームにいるかどうか、虚偽の申請かどうかということが、チェックできれば、その過程でおかしいという話になると思います。</p> <p>年を召されていても、実際、本人が農業するということであって、農機具もあり、若い人達も、経営主に限らなくても、手伝いというような形で、家族労働が可能であれば、それは可能というふうに判断すべきかと思います。</p>
眞弓委員	要は、農業を営む能力があるという者であれば、例えば営農拡大というので80歳の人でも受けられるというこういうような考え方かな。
事務局	そうですね。
眞弓委員	もうよぼよぼしておるけれども、名義上はせなあかんって、そんなんでもいいのかなと思うし、施設に入っておる人も、名義上やったらいいけど、これはちょっとやっぱり腑に落ちん、わしは。
事務局	名義上はどうかと思いますけれども、実際、経営主で、若い長男とかが休みの日に戻ってきて、農作業手伝うとかいうことやったらいいと思いますけれども。
眞弓委員	せやけど、それ、それではおれはちょっと腑に落ちないけれどもな。
事務局	でも、年齢で線を引くというのも、なかなか。
眞弓委員	結論からいうたら、それぞれの地区の農業委員さんが見て、その人が家の家業やとして農業をやっている能力があると判断した場合は、それでいいと。

事務局 そうですね。申請書に間違いがないと。

議長 はい、よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい。それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可することに決定をいたします。
次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 15ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。
番号1、地区 安西、受人_____、渡人_____、申請地 芸濃町萩野田野山_____番、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 1,543㎡。
これにつきましては、受人は渡人より申請地を譲り受け、資材置き場として利用しようとするものです。
なお、申請地は、花木の苗木を植えて管理しておりましたが、十数年前より販売が低下し、そのまま高木化し林地の状態になってしまっているもので、始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。
農地区分は第2種農地と判断されます。
番号2、地区 高宮、受人_____、渡人_____、申請地 美里町足坂東之垣内_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 489㎡。
これにつきましては、受人は賃貸住宅が手狭になってきたため渡人より申請地を譲り受け、建築面積98.21㎡の一般住宅を建築しようとするものです。
農地区分は第2種農地と判断されます。
番号3、地区 安濃、受人_____、渡人_____、申請地 安濃町太田宮城_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 105㎡。
これにつきましては、受人は渡人より申請地を譲り受け、26.7㎡の農業用倉庫を建築しようとするものです。
農地区分は第2種農地と判断されます。
番号4、地区 明合、受人_____、渡人_____、申請地 安濃町栗加川添_____番、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 54㎡外1筆で合計55.99㎡。
これにつきましては、昭和初期ごろに申請地を購入し、自己所有地への進入路として利用してきたものです。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。
農地区分は第2種農地と判断されます。
以上件数は4件、合計面積は2,192.99㎡でございます。
いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 それでは、地元委員さんの意見を聞きます。安西、1番。

牧野委員 17番 牧野です。この、先日、事務局の皆さんと現地確認してまいりましたけれども、もう山の中で、_____の、もう本当隣接地でございまして、花木がもうほったらかしで山みtainな状態になってございまして、地元委員としては何ら問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長 2番、高宮。

村治委員 19番 村治です。今、事務局の説明どおりで、何ら問題でございませんで、ひとつよろしくお願ひします。

議 長 3番、安濃。

中林委員 24番 中林。3番、安濃の件でございませけれども、申請どおり農業用の倉庫を建てるというための取得でございませるので、許可は適合かと思ひます。続けて説明よろしいですか。

議 長 はい。

中林委員 4番の明合地区なんです、事務局の説明どおり、受人は、この渡人の土地を通らなければならぬ奥で住宅が建ててございまして、昭和の初期ごろ建てたときに、出入口だけ譲ってもらって今に至っておるといふことが判明したために、今回、正式に登記名義を変えたいといふことでございませるので、問題はございませぬ。許可適合かと思ひます。

議 長 はい、ありがとうございます。
地元委員さんからは異議のない旨の発言がございませました。皆さんいかがでございませしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第2号については許可することに決定をいたします。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）事務局の説明をお願ひいたします。

事務局 16ページをお願ひいたします。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございませぬ。

番号1、地区 神戸、借り人_____、貸し人_____、申請地野田一八_____番、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 475㎡。

これにつきましては、借り人は父である貸し人より申請地を使用貸借し、建築面積67.49㎡の分家住宅と52.80㎡の車庫を建築しようとするものです。

なお、申請地の隣に平成15年に許可を受けた農業用倉庫があることから、申請地に土だけを入れて利用していたもので、始末書の提出がありますので、

追認しようとするものでございます。

農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区 安西、借り人_____、貸し人_____、申請地 芸濃町北
神山三街_____番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 419㎡。

これにつきましては、貸し人所有の居宅の老朽化が著しいため、借り人である
息子が申請地を使用貸借し、木造2階建て建築面積73.29㎡の居宅を建
てかえようとするものです。

日照確保のための建物配置の変更並びに駐車場及び農作業用地の確保のため、
申請地と旧宅地を一体利用しようとするものです。

母屋は200年を超える建物であり、申請地を進入路として使っており、
15年前に申請地の上の外便所を建てかえると同時に簡易物置を設置していま
す。

始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。

農地区分は第2種農地と判断されます。

番号3、地区 明合、借り人_____、貸し人_____、申請地 安濃町東
観音寺幡上_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 147㎡外1筆で
合計358㎡。

これにつきましては、借り人は現在アパート暮らしをしておりますが、今後
農業の手伝いをするため、貸し人より申請地を使用貸借し、木造2階建て
146㎡の一般住宅を建築しようとするものです。

農地区分は第2種農地と判断されます。

以上件数は3件、合計面積は1,252㎡でございます。

いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のす
べてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さ
んの意見を伺います。1番、神戸。

眞弓委員 4番 眞弓です。この案件につきましては、10月11日の日に事務局及び
農業委員さんに現地を確認していただきました。そして、この案件で、貸し人
につきましては、認定農家でございます。家族で大規模農家を目指している
ところでございます。次男の家を分家住宅として農業用倉庫の横に建築しよ
うとするものでございまして、周辺の農地には特段影響が出ないというふうな
ことで、地元にも了解を得ておる次第でございます。
以上です。

議 長 はい、2番、安西。

牧野委員 17番 牧野です。事務局の説明どおり、この間現地確認もしてまいりまし
た。今度新しく家を建てかえるということでございますが、今建っておる家の
北側が、まだ一部畑になっておる。それで、北の端のほうへ建てて、前の南側
をちょっとあけたいということで、裏いっぱいまでということでこの申請があ
がっております。何ら問題ないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。

地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい、わかりました。地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。それでは、3号議案については許可することに決定をいたします。
次に、議案第4号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 17ページをお願いいたします。
議案第4号 非農地証明願についてでございます。
番号1、地区 高茶屋、願出者____、申請地 高茶屋二丁目____番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積129㎡外1筆で合計面積は135.51㎡でございます。
これにつきましては、昭和62年12月に当時健在であった願出者の父が農機具や農業用車両の保管倉庫として隣地の宅地と一体利用して建築しましたが、調査したところ、利用土地の一部に当該願出地が登記地目が畑として存在することが判明したものです。
津地方法務局発行の建物登記簿全部事項証明書が添付されており、昭和62年12月20日の建築が確認されますことから、20年が経過していると判断されます。
津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により建物もしくは工作物の建造等がなされており、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。
以上件数は1件、合計面積は135.51㎡でございます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。
1番、高茶屋。

奥山委員 9番奥山です。
11日に現地確認していただきました。何ら問題ありませんでしたので、よろしく申し上げます

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。
皆さん、いかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい。ありがとうございました。第4号議案について、非農地証明願は証明することに決定をいたします。
続きまして、議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局	<p>18ページをお願いします。</p> <p>議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてでございます。</p> <p>番号1、地区 上野、相続人_____、被相続人_____、相続日平成24年1月12日、特例適用対象農地 河芸町東千里字尾前_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積370㎡外1筆で合計面積1,173㎡。</p> <p>これにつきましては、被相続人及び相続人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明でございます。</p> <p>被相続人は死亡の日まで農業を営んでおり、相続人は相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業を行うと認められますとともに、農業をまじめに行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もないなど、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上件数は1件で合計面積は1,173㎡でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	1番、上野。
阪委員	13番 阪。これ、私、現場確認したけど特に問題がないということです。よろしくをお願いします。
議長	はい、ありがとうございました。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	<p>それでは異議なしと認め、第5号議案については、証明することに決定いたします。</p> <p>次に別冊でお配りしました議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。</p> <p>別冊の津市農用地利用集積計画をお願いいたします。</p> <p>表紙を1枚めくっていただきたいと思えます。</p> <p>まず、各地区別に一番下の合計欄でご説明いたします。</p> <p>津地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ63,181㎡で、畑の使用貸借合計が821㎡で、件数は17件でございます。</p> <p>河芸地区につきましては、田の賃貸借が7,675㎡で、件数は3件でございます。</p> <p>安濃地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ70,231㎡で、畑の使用貸借が1,055㎡で、件数は12件でございます。</p> <p>芸濃地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ20,092㎡で、畑の賃貸借が1,100㎡で、件数は10件でございます。</p> <p>美里地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせ7,208㎡で、件数は5件でございます。</p> <p>香良洲地区は、今回は集積はございません。</p>

以上、合計で田の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて168,387㎡で、畑の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて2,976㎡で、総合計は47件171,363㎡となっております。

認定農業者への集積状況は、21件で85,371㎡となっております。

なお、内訳は、計画の概要のとおりでございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について適正であると認め、市長に進達することにいたします。

これで本会に付議されました案件の審議をすべて終了いたしました。

以上で第10回第1農地部会を終了いたします。

午前10時50分

上記は、第10回第1農地部会の議事を録したものである。

平成24年10月18日

議長

出席委員

出席委員